

小山市市制 70 周年記念ロゴマーク 使用ガイドライン

令和6年1月1日

小山市 総務課 行政総務課

本ガイドラインは、小山市市制 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するにあたっての注意点等を記載しています。

1. 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、小山市に帰属します。

2. 使用について

ロゴマークは、多くの方に愛着を持って使用していただくものです。小山市ホームページにおいて公開するロゴマークのデータは、どなたでもご自由に使用できます。

※「3. 使用できない場合」に記載する場合を除きます

※営利目的でのロゴマーク使用については、必ず事前に相談、申請の上、行政総務課から承認を受けてください。

（事前相談、承認が必要になる事例）

- ・ロゴマークの缶バッジ販売
- ・ロゴマークのシールを販売品に貼る など

3. 使用できない場合

次に該当する場合あるいは該当する可能性がある場合は、ロゴマークの使用はできません。

- ・小山市の信用、品位又はイメージを損なうおそれがある場合

- ・法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- ・政治・宗教・思想等に関する活動で使用される場合、特定の個人・団体・民族等への中傷又は攻撃を助長するおそれのある活動で使用される場合、又は第三者の正当な利益を侵害するおそれのある場合
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的で使用されるおそれのある場合
- ・特定の個人、企業、団体、商品、サービス又は活動などを、小山市が支援、推奨又は公認しているかのような誤解を招くおそれのある場合
- ・特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に使用されるおそれのある場合
- ・ロゴマークの変形を行う場合、又は立体物でその表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- ・小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団等が使用する場合、又はこれらの者の利益につながるおそれがある場合
- ・営利目的で使用される場合(次項に規定する場合を除く。)
- ・その他市長が適切でないとした場合

4.使用する際の条件

- ・小山市ホームページにおいて公開するロゴマークのデータを使用すること。
- ・承認を得て使用する場合、承認を得た内容を逸脱しないこと。
- ・ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、小山市は一切責任を負いません。使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

5.使用例

- ・名刺 ・SNS ・ポスター ・のぼり ・ホームページ
- ・ちらし ・看板 ・自治会での回覧文書 など

※ 販売目的でロゴマークを使用する場合、事前に申請が必要です

6.申請先・問合せ

小山市 総務部 行政総務課

TEL 0285-22-9313

FAX 0285-22-8972

E-mail d-gsoumu@city.oyama.tochigi.jp

※このガイドラインの内容は、予告なく変更することがあります